

当院の施設基準・加算について

- ・保険医療機関である旨の標示

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

- ・施設基準等の届出について

当院は、関東信越厚生局に厚生労働大臣の定める施設基準について、以下の届出を行っております。

1. 電子的診療情報連携体制整備加算 1
2. 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
3. 一般名処方加算
4. 夜間・早朝等加算
5. 時間外対応体制加算 3
6. 外来感染対策向上加算
7. がん治療連携指導料
8. がん患者指導管理料ロ
9. がん性疼痛緩和指導管理料
10. 外来・在宅物価対応料
11. 外来在宅ベースアップ評価料 I
12. 乳腺炎重症化予防ケア・指導料

1. 電子的診療情報連携体制整備加算 1

- ・ 当院はオンライン請求を行っております。
- ・ 当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。当院を受診された患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行っております。
- ・ 当院は医療 DX 推進の体制に関する事項、及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行っております。
 - ・ 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
 - ・ マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できる様に、取り組んでおります。
 - ・ 電子処方箋の発行、及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを実施しております。
- ・ 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ・ 当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、算定した診療報酬の区分・項目の名称及び、その点数または金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や、行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご

理解を頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

2. 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

当院では、情報通信技術（ICT）を活用した、医療連携や、医療に関するデータの収集、利活用を行っております。診療情報提供所を書面で受けられた患者さんの検査結果、画像情報や退院時要約などを、ICTによる閲覧し、診療に役立てております。

3. 一般名処方加算

当院は後発医薬品の使用促進を図ると共に、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。後発医薬品のある医薬品については、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っております。患者さんの希望で一部の先発品（長期収載品）を処方する場合や、一般名処方であっても患者さんが薬局で先発品を希望される場合には、保険外の料金（選定療養）がかかることも踏まえ、一般名処方を行っております。

4. 夜間・早朝等加算

標榜する診療時間のうち、夜間・早朝加算の対象となる時間帯に初診または再診を行った場合に算定されます。当院における夜間・早朝加算の対象となる時間帯は、以下の通りとなります。

・土曜日 12～13時

5. 時間外対応体制加算 3

当院においては、休診日・深夜・休日については留守番電話などによるご案内で対応しております。標榜時間外の一部では対応致しますが、それ以外では留守番電話などによるご案内で対応しております。また、必要に応じてコールバックを行います。

6. 外来感染対策向上加算

当院では、受診歴の有無に関わらず、発熱や感冒症状、感染症が疑われる症状を有する患者さんを行っており、またその方々に対しては、他の患者さんと導線を分け、院内にある専用の『発熱外来』において診察を行っております。

院内に感染管理者（院長）を配置し、感染防止対策部門を設置しております。

標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適性使用等の内容を記載した手順書（マニュアル）を作成しております。

少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っております。また、国立病院機構信州上田医療センターが定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加しております。また新興感染症の発生等を想定した訓練は、少なくとも年1回以上参加しております。

院内抗菌薬の適性使用については「抗微生物薬適性使用の手引き」を参考とし、必要に応じて国立病院機構信州上田医療センターより助言を頂いております。

7. がん治療連携指導料

当院では、がん診療連携拠点病院などが作成した「地域連携診療計画（いわゆる、がん診療地域連携パス）」に基づき、「がん治療連携計画策定料」を算定した患者さんに対し、当院で治療を行う場合に算定されます。

8. がん患者指導管理料ロ

がんと診断された患者さんに対し、医師や看護師が診療方針の説明や不安の軽減に対する面接や指導を行った場合に算定されます。

9. がん性疼痛緩和指導管理料

緩和ケアの経験を有する医師（緩和ケアに係わる研修を受けた物に限る）が当該指導管理を行った場合に算定されます。

10. 外来・在宅物価対応料

医療機関における光熱費や医療材料費などの様々な物件費の高騰に対応するために算定されます。

11. 外来在宅ベースアップ評価料Ⅰ

この加算により得られた診療報酬の全額を、当院職員（医師を除く）の賃上げに使用することを条件に算定されます。

12. 乳腺炎重症化予防ケア・指導料

乳腺炎が原因となり、母乳育児に困難が生じた方に対し、授乳や生活に関する指導、心理的支援等を行い、乳腺炎の早期回復、重症化及び再発予防に向けた包括的なケアや指導を行った場合、1回の分娩につき、4回に限り算定します。